

# 栄区連合町内会会則

(名 称)

第1条 本会は、栄区連合町内会(以下「栄区連会」という)と称する。

(事務所)

第2条 栄区連会の事務所は、栄区役所地域振興課に置く。

(目 的)

第3条 栄区連会は、区内各地区連合町内会相互の連絡を緊密にし、地域社会の振興を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 栄区連会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 区内各地区連合町内会の連絡調整及び他の各種団体との連絡協調に関すること。
- (2) 各地区連合町内会から提出される広報連絡事項並びに関係行政機関及び各種団体からの広報伝達協力に関すること。
- (3) 地域に共通する諸問題の調査研究。
- (4) その他栄区連会の目的達成に必要な事項。

(構 成)

第5条 栄区連会は、区内の各地区連合町内会長を会員として組織する。

(役 員)

第6条 栄区連会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
  - (2) 副 会 長 若干 名
  - (3) 幹 事 若干 名
  - (4) 会計監査 2 名
- 2 役員は、会員の互選による。

(役員の仕事)

第7条 会長は、栄区連会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 幹事は、研修及びその他行事の企画立案にあたる。
- 4 会計監査は、栄区連会の会計を監査する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第9条 栄区連会の会議は、定例会及び臨時会とし、会長が招集し議長となる。

- 2 定例会は月1回開催し、臨時会は必要により開催するものとし、次の事項を協議する。
  - (1) 各地区連合町内会、各種団体及び関係行政機関から提出される広報等連絡伝達事項。

- (2) 予算決算に関すること。
  - (3) 会則に関すること。
  - (4) 新設の地区連合町内会の栄区連会加入に関すること。
  - (5) その他栄区連会の目的達成に関すること。
- 3 定例会の開催期日は原則として毎月 20 日とし、当日が土曜日または休日にあたる場合は、翌日に繰り下げる。

(参 与)

第 10 条 栄区連会に参与を置くことができる。

- 2 参与は、会議での承認を経て就任する。
- 3 参与は、会議において相談をうけまたは意見を述べるができる。
- 4 参与は栄区長をもってあてる。

(経 費)

第 11 条 栄区連会の経費は、会費、市、県助成金、分担金、寄付金等をもってこれに充てる。

- 2 会費を徴収する場合、その徴収方法等を各号の定めにより行う。
  - (1) 会費の額は原則として、月 1 千円とする。
  - (2) 会費は栄区連会会員から徴収する。
  - (2) 徴収は一括で行うものとし、原則として毎会計年度の当初月に実施する。
  - (3) 会費の用途は、懇親及び慶弔若しくは、栄区連会が必要と認める事業に充てるものとする。
  - (4) 各号に定めのない事項については、栄区連会で協議して決定する。

(事務の委託)

第 12 条 栄区連会は、区職員に対し、金銭出納保管及び事務処理について、所定の手続きを経て委託することができる。

(会計年度)

第 13 条 栄区連会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(委任)

第 14 条 会長はこの規約に定めるもののほか、必要な事項を細則として定めることができる。

附 則 この規約は、昭和 6 1 年 1 1 月 3 日から施行する。

- |      |    |       |           |
|------|----|-------|-----------|
| 一部改正 | 平成 | 4 年   | 5 月 2 0 日 |
| 一部改正 | 平成 | 6 年   | 7 月 1 日   |
| 一部改正 | 平成 | 1 5 年 | 1 月 2 0 日 |
| 一部改正 | 令和 | 4 年   | 4 月 2 0 日 |